私 第２２７０号

平成２７年１０月６日

各私立高等学校等設置者　様

　（通信制の課程）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府府民文化部私学・大学課長

私立高等学校等学び直し支援金支給月額の算出方法について（通知）

日頃から、大阪府私立高等学校等学び直し支援金（以下、「学び直し支援金」という。）に関する事務の円滑な執行にご協力いただき、ありがとうございます。

高等学校等就学支援金と学び直し支援金の併給期間における学び直し支援金の支給月額の算出方法について、文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室から変更する旨の連絡がありましたので、お知らせします。

つきましては、平成27年度以降の算出にあたっては、下記のとおり処理していただきますようお願いします。

記

１　変更の内容

(1) 従来の算出方法

① 「学び直し支援金の対象単位数の授業料月額」と「学び直し支援金の支給限度月額」の

いずれか少ない額

　② 「上記①」と「授業料月額から就学支援金の支給月額を控除した額」のいずれか少ない額

(2) 変更後の算出方法

① 「授業料月額から就学支援金の支給月額を控除した額」と「学び直し支援金の支給限度月

額」のいずれか少ない額

※　算出方法（例示）は、別紙のとおり

２　変更の理由　　　予算執行上、制約をかける必要が解消したため

３　適用の開始　　　平成27年４月支給分から

お問い合わせ先

大阪府府民文化部私学・大学課

小中高振興グループ 　山角

TEL:06-6941-0351（内線）4856

別紙

学び直し支援金の支給月額の算出方法（例示）

◇単位あたり授業料：10,000円　　◇学び直し支援金の支給限度月額：14,850円（1.5倍加算）

◇履修期間：12月　　　　　　　　◇履修単位数：13単位

◇就学支援金の残支給期間：16月　◇就学支援金の残支給単位数：７単位

〔就学支援金の支給月額〕

　・授業料月額　　10,000円 ÷ 12月 × 13単位 ＝ 10,833円（①）

　・支給限度月額　　 4,812円 ÷ 12月 × ７単位 × 1.5倍 ＝ 4,210円

　・支給月額　　授業料月額 ＞ 支給限度月額 ＝ 4,210円 （②）

〔学び直し支援金の支給月額〕

・学び直し支援金の対象単位数の授業料月額 10,000円÷12月×(13-７)単位＝5,000円（③）

・学び直し支援金の支給限度月額　 9,900円 × 1.5倍 ＝ 14,850円（④）

・授業料月額（①）－ 就学支援金の支給月額（②）＝ 6,623円（⑤）

【従来の算出方法】　　[1] ③ ＜ ④ ＝ 5,000円、[2] 5,000円 ＜ ⑤　　⇒ 5,000円

【変更後の算出方法】　　[1] ④ ＞ ⑤ ＝ 6,623円　　　　　　　　　　　　⇒ 6,623円

※　支給月額の算出にあたっては、別添の「学び直し併用計算ツール」をご活用ください。